

自然公園法施行規則第11条

第7項 工作物の新築、改築又は増築のうち車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築

分譲地等：分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地

基準引用関係整理表（●印は、いずれかに適合すれば良いもの）	
第1号	特別保護地区又は第1項第2号口(1)から(4)までに掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの内において行われるものでないこと。
第1項第2号口(1)から(4)までに掲げる地域	(1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
史跡名勝天然記念物の指定等	文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定
ただし書	●次に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
イ	地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。
ロ	当該車道が次のいずれかに該当すること。 ●(1) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの ●(2) 地域住民の日常生活の用に供される車道 ●(3) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道 ●(4) 法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの ●(5) 法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道
ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内において処理するものでないこと。 ただし書 特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。
ただし書	●砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであってロ及びハ並びに次号ロからホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
ロ	当該車道が次のいずれかに該当すること。 ●(1) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの ●(2) 地域住民の日常生活の用に供される車道 ●(3) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道 ●(4) 法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの ●(5) 法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道
ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内において処理するものでないこと。 ただし書 特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。
次号ロ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
次号ハ	法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。 ただし書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
次号ニ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、棧道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
次号ホ	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第2号	前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、前号ハの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
前号ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内において処理するものでないこと。 ただし書 特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。
イ	前号ロ 当該車道が次のいずれかに該当すること。 ●(1) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの ●(2) 地域住民の日常生活の用に供される車道 ●(3) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道 ●(4) 法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの ●(5) 法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道 ただし書 専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。
ロ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
ハ	法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。 ただし書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
ニ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、棧道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
ホ	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。